

令和5年第4回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和5年4月26日（水）第4回鹿沼市農業委員会総会をそば割烹日晃において開催した。

出席委員

1番 塩 入 佳 子	2番 豊 田 道 有	3番 田 島 正 男
4番 竹 澤 靖	5番 星 野 哲 朗	6番 川 田 武 雄
7番 荻 原 俊 彦	8番 吉 高 神 勇	9番 廣 田 和 世
10番 奈 良 茂 男	11番 江 俣 伸 一	12番 奈良部 繁 雄
13番 安 生 芳 子	14番 鈴 木 克 男	15番 神 山 卓 也
16番 廣 瀬 博	17番 大 森 用 子	18番 青 木 正 好

（18名）

欠席委員 0人

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇 賀 神 崇
	主 査 田 野 井 要 一	主 査 永 嶋 将

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎議長（豊田道有会長。以下議長）は午後3時00分、令和5年第4回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

8番 吉 高 神 勇 委員、9番 廣 田 和 世 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

—◇—

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買5件、贈与6件、合計11件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎荻原俊彦委員 1番、上久我の件は、上久我の●●さんから●●さんへの売買です。元々は梅林だったようですが、●●さんの方での管理が難しくなり、またこの土地が●●さん宅のすぐ隣の土地で、●●さん宅の斜め前の土地に太陽光発電施設が出来てしまったことから、すぐ隣のこの土地まで太陽光施設にされてしまうのも嫌なので買いますとのこと。●●さんは老後の楽しみに果樹でも植えて楽しみたいとのこと。問題ありませんのでご承認をよろしく願います。

◎廣田和世委員 2番、下奈良部町の件は、睦町の●●さんから●●さんへの贈与です。●●さんのお兄さんが亡くなり、もともと●●さん方から分けて頂いた土地だったので、本家に返したいとのこと。問題ありませんのでご承認をよろしく願います。

◎安生芳子委員 3番、4番、5番、宇都宮市の●●さん、さくら市の●●さんから深津の●●さんへの贈与です。共通していますので一括して説明します。●●さんと●●さんは財産分与か何かで分けてもらっていたものを●●さんのお父さんが管理していたが、そのお父さんが亡くなったので、●●さんが管理するとのこと。贈与という形で引き受けたいです。問題ないと思いますのでご承認の程よろしく願います。

◎鈴木克男委員 6番、塩山の件は、塩山の●●さんから南上野町の●●さんへの売買です。●●さんは今回新規就農です。さる4月19日（水）の午後4時から南押原コミュニティーセンターで、私と小平推進委員、橋本局長、宇賀神係長、田野井主査で新規就農の面談を行いました。今回は売買ですが、将来的に●●さんは営農型太陽光型発電を行う予定です。問題ありませんのでご承認をお願いします。7番、磯町の件は、磯町の●●さん、同じ磯町の●●さんから、磯町の●●さんへの売買です。今回の農地は●●さんの地先であり問題ありませんのでご承認をお願いします。8番、藤江町の件は、藤江町の●●さんと、9番、藤江町の●●さんから、藤江町の●●さんへの売買です。●●さんは認定農業者であり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎青木正好委員 10番と11番を一括して説明いたします。足利市の●●さんから10番は深程の●●さんへの贈与、11番は深程の●●さんへの贈与です。元々この土地は●●さんという方が持っていたのですが、●●さんが亡くなり、その長男も亡くなってしまいまし

た。●●さんは●●さんの孫に当たります。●●さんも●●さんもこの農地を借りて作物を作っていましたが、●●さんは農地を持ってとても管理出来ないとのことで、今まで作っていた2人に贈与するとのことです。別に問題ありませんのでご承認をよろしく願います。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から11番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、亀和田町における●●さん申請の一般住宅への転用については、東を道路、西を農地、南を道路及び農地、北を農地に囲まれた農地です。また申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。以上、お手元の調査書とおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（廣田和世委員） 4月19日に私と吉高神委員、橋本局長、宇賀神係長、永嶋主査の5名で現地調査を行いました。議案第2号の農地法第4条第1項の規定による許可申請について現地調査の結果を報告します。1番、亀和田町の件は、南押原小学校から南西へ約970mのところ、●●さんが相続した土地の一般住宅への転用です。この場所は県営圃場整備事業を行った際の換地処分の誤りで農地として換地されてしまい、それに気づかなかったため現地は砂利が敷いてあります。これに関しては本人に過失はないので問題は無いと見てまいりました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎鈴木克男委員 1番、亀和田町の件は、鹿沼市日吉町の●●さん申請の一般住宅のための転用です。現地調査委員の報告のとおりで、この土地については圃場整備事業の間違いで、土地改良区の許可を得て砂利を敷いたということで、これについては問題無いとのことで、ひとつご承認をお願いします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、武子における●●申請の園芸用土採取及び搬出入路への一時転用については、東を山林、西を道路、南を道路及び畑、北を道路に囲まれた農地です。また申請地は農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。2番、上南摩町における●●申請の現場事務所および駐車場への一時転用については、北と東を畦畔、西を水路、南を道路に囲まれた農地です。また申請地は農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。3番、南上野町における●●申請の農地改良への一時転用については、東を田地、西を畑、南を山林、北を道路に囲まれた農地です。また申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。以上、5条転用3件となります。お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断致しました。ご審議をお願い致します。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（吉高神勇委員） 議案第3号農地法第5条の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番、武子の件は、菊沢コミュニティーセンターから北東へ約1.1kmのところで賃借権設定による園芸用土採取及び搬出入路の一時転用です。周辺は梨畑が多く、また園芸用土の採取としては梨の切り株が多く、周囲の状況から見て問題ないと見てまいりました。2番、上南摩町の件は、上南摩小学校から東へ約200mのところで、賃借権設定による事務所および駐車場への一時転用です。周囲に農業施設、水路がありますが、問題は無いと見てまいりました。3番、南上野町の件については、みなみ小学校から南へ約800mのところで、賃借権設定による農地改良のための一時転用です。隣地との間が窪地になっており何ら問題ないと思っておりますのでよろしくお願い致します。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、武子の件は、武子の農業、●●さんから仁神堂町の園芸用土採取販売業、●●への賃借権設定による園芸用土採取及び搬出入路のための一時転用です。現地は●●さんの宅地に接していて、東は山、南と西は梨畑になっていました。現地調査員の報告のとおり問題ありませんのでご承認をよろしく申し上げます。

◎奈良茂男委員 2番、上南摩町の件は、市立上南摩小学校から東へ200mのところで●●さん所有の土地を、宇都宮築瀬町の建築工事業●●への賃借権設定による事務所及び駐車場への一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんのでご承認をよろしく申し上げます。

◎鈴木克男委員 3番、南上野町の件は、鹿沼カントリークラブの入り口から30mくらいのところ。南上野町の●●さんから樅山町の●●への賃借権設定による農地改良、一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんのでご承認をよろしくお願いします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から3番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第4号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和5年4月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に合計として件数、筆数、面積をお示ししております。議案書6ページから8ページをご覧ください。新規の利用権設定が9件、26筆、41,531㎡となっております。議案書9ページをご覧ください。更新の利用権設定が2件、3筆、9,448㎡となっております。議案書10ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が1件、2筆、4,925㎡となっております。議案書11ページをご覧ください。所有権移転が2件、3筆、8,733㎡となっております。これら合計14件、34筆、面積64,637㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案4号の案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番から14番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後3時40分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和5年4月26日

議 長

署名委員

署名委員